

ブレインズテクノロジー株式会社
定 款

2008年8月5日 作成
2008年8月6日 公証人認証
2008年8月8日 会社設立
2015年6月24日 一部改訂
2017年10月16日 一部改訂
2018年10月15日 一部改訂
2019年10月28日 一部改訂
2020年8月14日 一部改訂
2021年3月12日 一部改訂
2022年10月28日 一部改訂

定 款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当会社は、ブレインズテクノロジー株式会社と称し、英文ではBrains Technology, Inc.と記す。

第2条(目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステムのソフトウェア開発に関するサービスの提供
2. コンピュータシステムの構築、導入、運用、保守に関するサービスの提供
3. コンピュータソフトウェア分野における人工知能及び各種技術の応用研究
4. コンピュータによる自然言語処理技術及び統計学を用いたITに関するコンサルティング
5. コンピュータ及びその関連機器に関する製造・販売並びに保守サービスの提供
6. アプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売、保守に関するサービスの提供
7. クラウドコンピューティングを利用した各種サービスの提供
8. 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条(機関構成)

当会社は、取締役及び株主総会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条(公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、19,000,000株とする。

第7条(自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

第14条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第15条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事情のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条(決議の方法)

株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条(議決権の代理行使)

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、かつ、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第18条(株主総會議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則72条に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条(取締役の員数)

当会社の取締役は9名以内とする。

第20条(取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②前項の選任については、累積投票の方法によらない。

第21条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

第22条(代表取締役及び役付取締役)

当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③代表取締役は取締役社長とし、代表取締役が2名以上いるときは、取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長を定める。

④取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過

半数をもって行う。

第26条(取締役会の決議の省略)

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条(取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

第30条(取締役の責任免除)

当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条(監査役の員数)

当会社の監査役は5名以内とする。

第32条(監査役の選任)

当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第33条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就

任した場合は、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第34条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条(監査役会議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条(監査役の責任免除)

当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第41条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第45条(剩余金の配当等の決定機関)

当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第46条(剩余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

第47条(剩余金の配当の除斥期間)

剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

②剩余金の配当には利息をつけない。

附則

第1条(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

②本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。